

年 金 税 制

(参 考 資 料)

年金課税の概要

区 分	公 的 年 金 (国民年金・厚生年金・各種共済年金)	企 業 年 金		国民年金基金	個人年金保険
		厚生年金基金	適格退職年金		
1 掛 金					
(1) 雇用主負担分	・ 給与とされない ・ 事業主の損金に算入	・ 給与とされない ・ 事業主の損金に算入	・ 給与とされない ・ 事業主の損金に算入	——— ———	——— ———
(2) 本人負担分	社会保険料控除	社会保険料控除	一般の 生命保険料控除	社会保険料控除	個人年金保険に係る 生命保険料控除
2 給 付 金					
(1) 年金課税					
① 公的年金等控除の適用の有無	有	有	有	有	無
② 所得の計算	(給付額－公的年金等 控除)	(給付額－公的年金等 控除)	(給付額－本人負担の 掛金総額－公的年金等 控除)	(給付額－公的年金等 控除)	(給付額－本人負担の 掛金総額)
(2) 一時金課税	——— (注1)	退職所得 (給付額－退職所得控 除) × 1/2	退職所得 [(給付額－本人負担 の掛金総額) － 退職所 得控除] × 1/2	———	一時所得 [(給付額－本人負担 の掛金総額) － 一時所 得の特別控除] × 1/2
3 退職年金等積立金 に対する1%課税 (注3)	———	厚生年金基金努力目標 給付水準を上回る積立 金に課税	課 税 (注2)	———	———

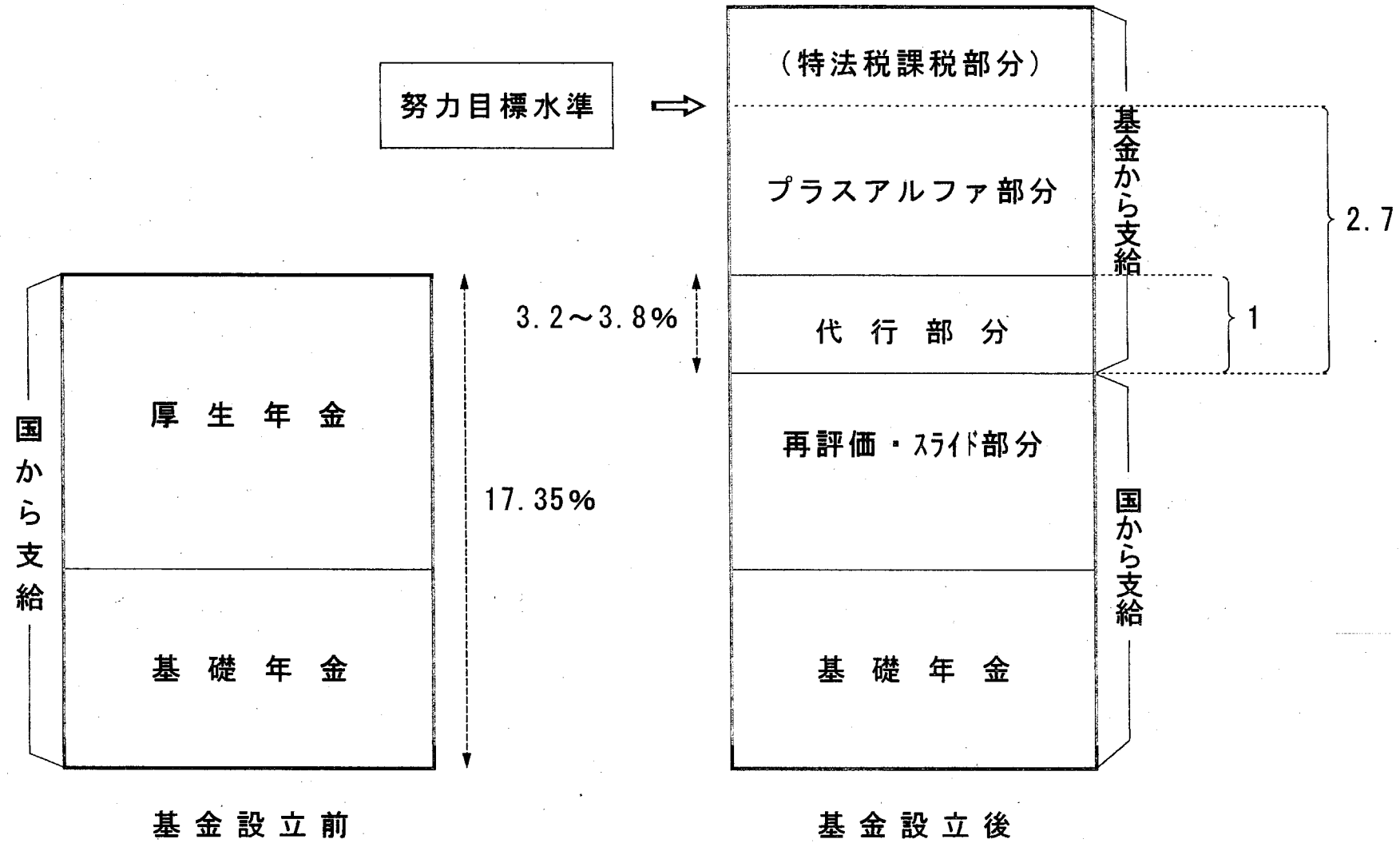
[関連制度]

- 財形貯蓄
- 老人マル優
- 生損保控除

等

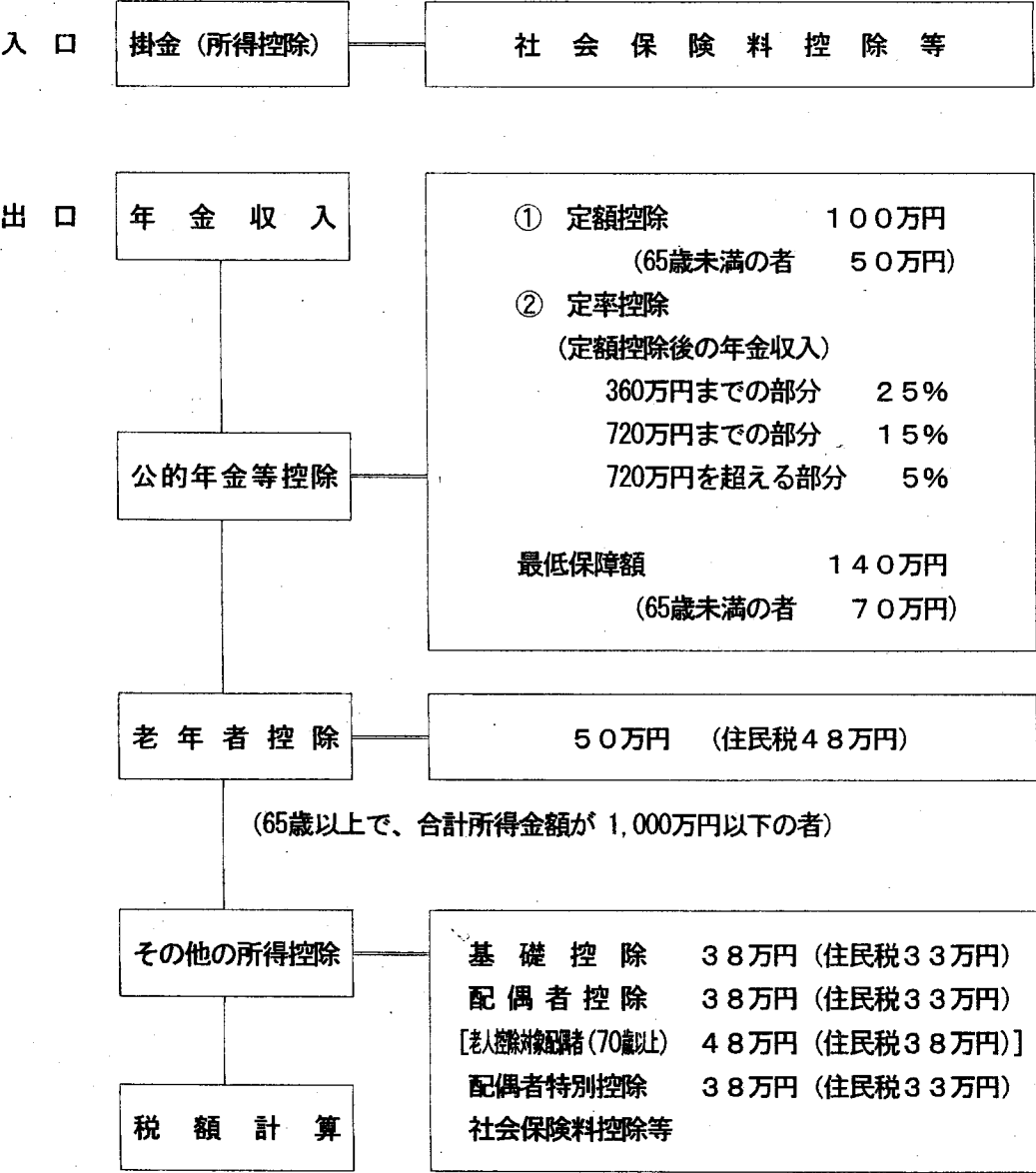
(注) 1. 昭和60年の年金改正法の経過措置により支給される脱退手当金は退職所得とされる。
2. 特例適格退職年金(厚生年金基金に準ずる要件を満たすもの)の積立金については、厚生年金基金水準相当給付に必要な部分までは非課税。
3. 退職年金等積立金に対する1%課税は、平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間は停止されている。

厚生年金基金制度の仕組み



※「努力目標水準」＝国・基金の支給を合わせて退職前所得の6割を確保することが望ましい。この水準を確保するために必要な基金の年金給付水準は代行部分の2.7倍

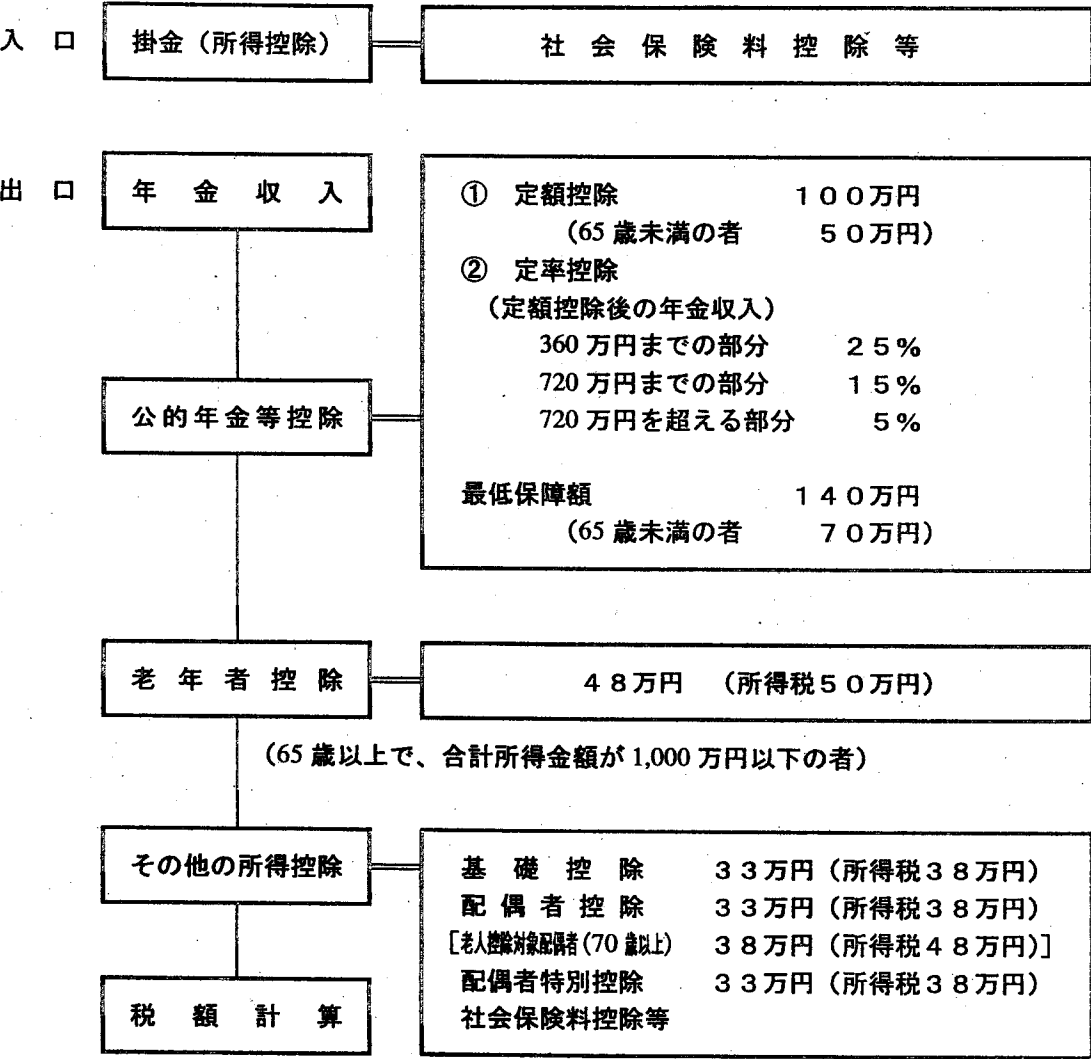
公的年金等に係る課税の仕組み



(参考) 課税最低限の比較

	独身	夫婦	
		老人配偶者なし	老人配偶者あり
公的年金受給者 (65歳以上)	2,342千円	3,346千円	3,488千円
公的年金受給者 (65歳未満)	1,110千円	2,137千円	2,279千円
給与所得者	1,107千円	2,095千円	

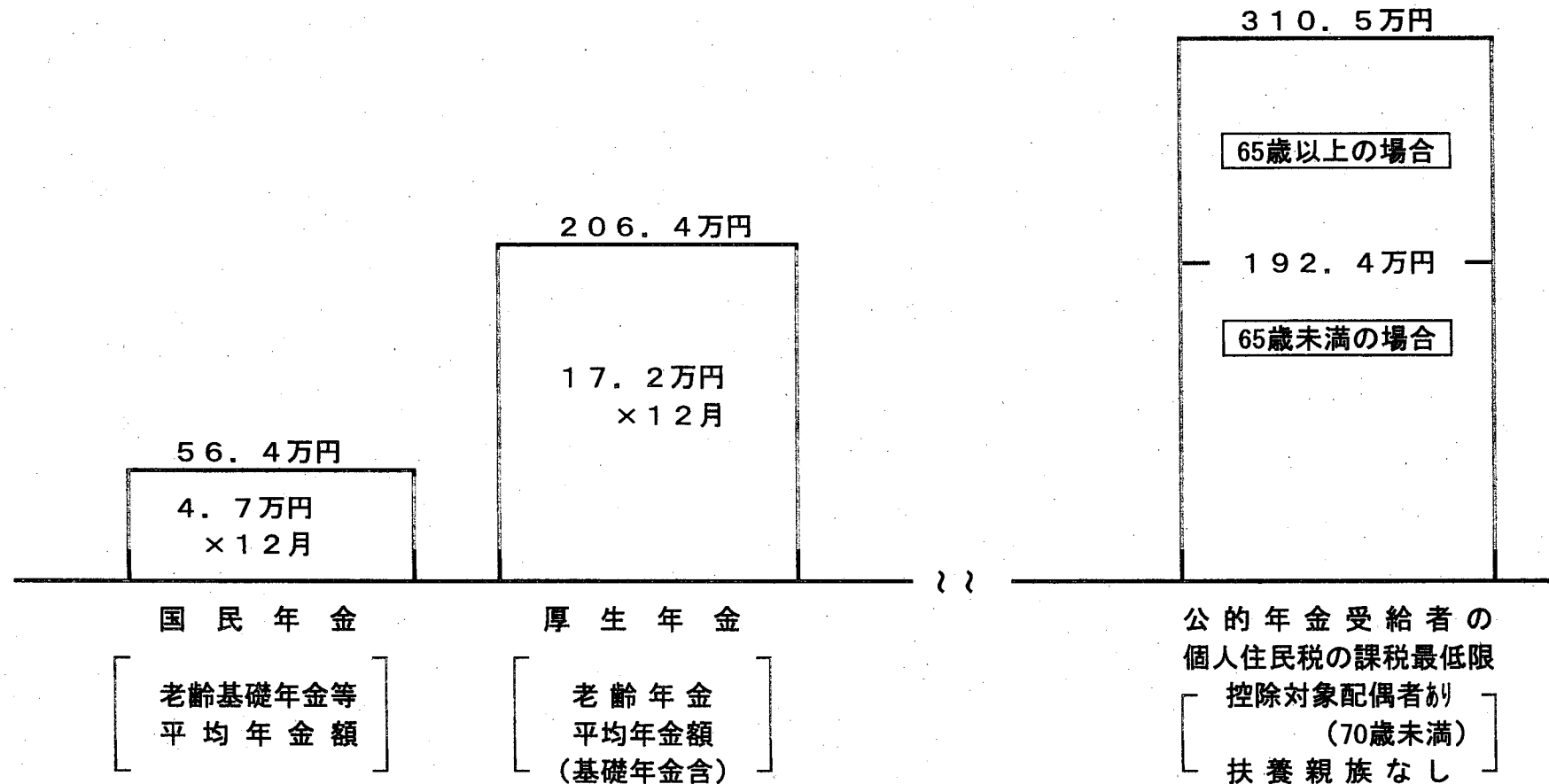
公的年金等に係る課税の仕組み（個人住民税）



(参考) 課税最低限・老年者等非課税限度額の比較

	独身	夫婦	
		老人配偶者なし	老人配偶者あり
公的年金受給者 (65歳以上)	課税最低限 2,268千円 老年者等非課税限度額 2,666千円	課税最低限 3,105千円 老年者等非課税限度額 2,666千円	課税最低限 3,176千円 老年者等非課税限度額 2,666千円
公的年金受給者 (65歳未満)	課税最低限 1,057千円	課税最低限 1,924千円	課税最低限 1,995千円
給与所得者	課税最低限 1,053千円	課税最低限 1,857千円	

(参考) 公的年金の平均年金額の状況 (個人住民税)



(注) 平均年金額等の計数は、「21世紀の年金を構築する」(厚生省)による。

(参考) 上記資料によれば、サラリーマンの標準的な年金額 (夫婦のみ、40年加入、妻専業主婦) は次のとおり。

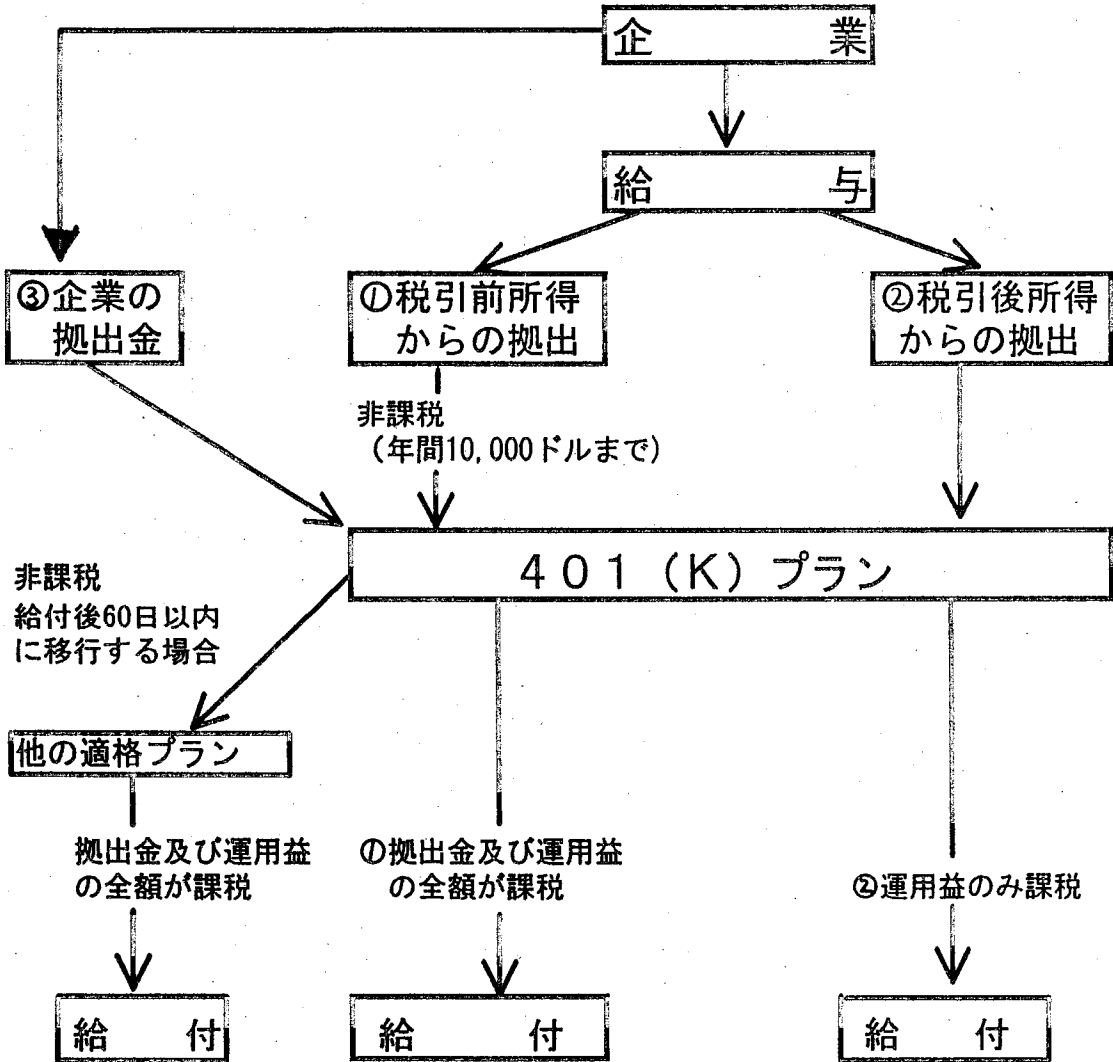
- ・本人 月額 17.5万円 (報酬比例分 10.8万円 + 基礎年金分 6.7万円) × 12月 = 210万円
 - ・配偶者 月額 6.7万円 (基礎年金分) × 12月 = 80.4万円
- 計 290.4万円

公的年金及び企業年金に係る課税の日米比較

個 人 所 得 税				
	公 的 年 金		企 業 年 金	
	日 本	ア メ リ カ	日 本	ア メ リ カ
拠 出 段 階 〔被用者 負担分〕	社会保険料控除により 全額所得控除	所得控除されない	厚生年金基金 ⇒全額社会保険料控除 適格退職年金 ⇒生命保険料控除 〔実態はほとんど企業 拠出のみで被用者 負担なし〕 (注) 雇主負担分につい ては、課税所得計算 上損金算入	所得控除されない 〔401(k) プランあり ⇒ 10000ドルまで 課税繰延べ〕 (注) 雇主負担分につい ては、課税所得計算 上損金算入
給 付 段 階	公的年金等控除などによりほとんど非課税	所得に応じた給付金の所得算入割合等によりほとんど非課税	公的年金等控除などによりほとんど非課税	(給付金－本人掛金(注)) に対し、全額課税 〔日本の公的年金等 控除に相当するもの はない〕

(注) 本人掛金に、拠出段階で課税繰延べされた401(k) プランの掛金は含まれない。

401 (K) プランの概要 (未定稿)



制度の概要		
○ 米国内国歳入法典401条 (k)等の要件を満たす確定拠出型企业年金プラン。		
課税関係	適格要件 (主なもの)	・ 21歳以上かつ勤続1年以上の者は誰でも加入できること。 ・ 各従業員の年間拠出金の総計 (従業員拠出金、企業拠出金等の合計) が、当該従業員の前払出金の25%以下かつ3万ドル以下であること。 ・ 従業員は、中途退社・退職時または59.5歳に到達するまでは給付を受けることができないこと。
	拠出段階 給付段階	・ 従業員拠出金については、年間1万ドルまで課税繰延べが認められる。(①) ・ 給付金から税引後拠出金 (②) を除いた残りの部分については、通常の所得として課税。 ・ 中途退社、退職時等に一括給付を受けるときは、全額あるいは一部を給付後60日以内に他の税制適格年金プランに移行するときは、課税をさらに繰り延べることができる。

(参考) IRAの概要

- 1) 概要
個人が一定の条件を満たす場合に、年間2,000ドルを限度として所得控除可能な積立が認められるもの。ただし、企業年金の加入者には所得制限が付される。支給開始年齢は59.5歳以降、70.5歳以前。
- 2) 税務上の取り扱い
 - ①拠出 2,000ドル又は年間稼得所得のいずれか低い金額まで拠出可能であり、その全額について所得控除可能。
 - ②給付段階 (引出し) 拠出金と運用益の全額が課税
 - ③その他 59.5歳以前の中途解約等に、引き出し額の10%のペナルティー等が課される。

我が国及び欧米諸国の年金税制（公的年金制度）の概要

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
1. 掛金					
(1) 事業主負担分	全額損金算入 (注1)	全額損金算入 (注1)	全額損金算入 (注1)	全額損金算入 (注1)	全額損金算入 (注1)
(2) 被用者負担分	全額を所得から控除 (社会保険料控除)	<u>所得から全く控除し ない</u>	<u>所得から全く控除し ない</u>	保険料控除 (<u>限度額あり</u>)	全額を所得から控除
(3) 自営業者負担分	全額を所得から控除 (社会保険料控除)	<u>1 / 2 を所得控除</u>	<u>所得から全く控除し ない</u>	保険料控除 (<u>限度額あり</u>)	全額を所得から控除
2. 年金給付金					
(1) 老齢年金	課 税	課 税 (注2)	課 税	課 税 (注3)	課 税
(2) 遺族年金	非 課 税	<u>課 税 (注2)</u>	<u>課 税</u>	<u>課 税 (注3)</u>	<u>課 税</u>
(3) 障害年金	非 課 税	<u>課 税 (注2)</u>	非 課 税	<u>課 税 (注3)</u>	<u>課 税</u>
給付金に対する控除	公 的 年 金 等 控 除	<u>な し</u>	<u>な し</u>	<u>な し</u>	あ り

(注) 1. いずれの国においても、掛金の事業主負担分については、被用者に対する追加的給付とみなされない。

2. 所得計算上の特例措置がある。

3. 給付金の一定割合が課税される。